

○財務省告示第八十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十二年二月十五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年三月九日
財務大臣 菅 直人

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第三十
一回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項及び第四十七条
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

三 振替法の適用等

四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であつて、財
務大臣が各国債市場特別参加者
ごとに応募限度額を定めるもの
による発行（以下「国債市場特

五

入 募
法 方

イ

入 札
格 競
行 争

ロ

国 債 市 場
特 別 加
者 第 I
非 格 競

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者
当 て る 。 所 以 ち 應 募 額 を 順 次 割 り
も の か ら そ の ち 應 募 額 を 順 次 割 り
の 債 市 場 特 別 参 加 者 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者

別 参 加 者
発 行 と い う 。 II 非 価 格 競 争 入 札
の 決 定
の 決 定
の 決 定

六

入 発
札 競
行 争

イ

入 札
格 競
行 争

・ 別 債 行 争
第 II 加 場
非 者 特 国

ロ

国 債 市 場
特 別 加
者 第 I
非 格 競

特 別 加 場
九 十 億 七 千 三 百 五 十 五 万 円
債 十 億 七 千 三 百 五 十 五 万 円
の 規 定 に 基 づ き 同 法 第 四 十 七 条
百 金 額 十 万 円 千 九 百 十 七 条
額 十 万 円 千 九 百 十 七 条
四 行 した 利 付 債 十 億 二 千 六
う ち 十 六 条 一 項 の 規 定 に 基 づ き
額 十 万 円 千 九 百 十 七 条
億 円 十 六 条 一 項 の 規 定 に 基 づ き

別 参 加 者
の 決 定
の 決 定

十 イ	十 一	九	八	ハ	ロ	七 イ	ハ
発 行 格 競 争	行 行 格 日	振 替 単 位	最 低 額 面 金	行 争 非 者 特 国 債 市 場	行 争 非 者 特 国 債 市 場	入 札 発 行 格 競 争	行 争 非 者 特 国 債 市 場
額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 八 円 十	平 成 二 十 二 年 二 月 十 五 日	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	五 万 円	八 百 十 八 億 五 千 七 百 十 万 円	四 百 九 十 億 七 千 五 百 万 円	五 千 三 百 九 十 一 億 三 千 五 百 五 十	三 十 四 億 円 に つ い て 、 額 面 金 額 で 八 百
		の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金		特 別 参 加 場	特 別 参 加 場		特 別 参 加 場
		の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金		行 争 非 者 特 国 債 市 場	行 争 非 者 特 国 債 市 場		行 争 非 者 特 国 債 市 場
		の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金		行 争 非 者 特 国 債 市 場	行 争 非 者 特 国 債 市 場		行 争 非 者 特 国 債 市 場
		の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金		行 争 非 者 特 国 債 市 場	行 争 非 者 特 国 債 市 場		行 争 非 者 特 国 債 市 場
		の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金		行 争 非 者 特 国 債 市 場	行 争 非 者 特 国 債 市 場		行 争 非 者 特 国 債 市 場
		の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金		行 争 非 者 特 国 債 市 場	行 争 非 者 特 国 債 市 場		行 争 非 者 特 国 債 市 場
		の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金		行 争 非 者 特 国 債 市 場	行 争 非 者 特 国 債 市 場		行 争 非 者 特 国 債 市 場
		の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金		行 争 非 者 特 国 債 市 場	行 争 非 者 特 国 債 市 場		行 争 非 者 特 国 債 市 場
		の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金		行 争 非 者 特 国 債 市 場	行 争 非 者 特 国 債 市 場		行 争 非 者 特 国 債 市 場

の 経 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行

五 額 銭
銭 面 以
額 金 上
百 額 の
円 それ
に ぞ
つ 各
き の
九 必
十 募
八 価
円 格
十

(一) 年

は 二
、 募 ・
払 入 二
込 決 パ
算 金 ー
出 額 セ
し に ン
加 知 ト
え を
、 受
次 け
の た
算 者

(二)

に 住 時 額 金 に の 口 る に
は 者 に 一 額 よ に 座 も 係 発
、 又 お た に り つ に の 行
前 は い だ 百 算 い 記 と 所 時
記 外 て し 分 出 て 載 し 得 に
(一) 国 取 、 の し は 又 て 税 お
の 法 得 当 二 た 、 は 振 が い
算 人 す 該 十 金 前 記 替 源 て
式 だ る 国 を 額 記 録 口 泉 、
に あ 者 債 乗 か (一) さ 座 徴 そ
よ る が を じ ら の れ 簿 収 の
り 場 非 発 た 当 算 る 中 さ 利
算 合 居 行 金 該 式 も の れ 子

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.2}{100} \times \frac{148}{365}$$

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金額
十七 償還金額
十八 元利支
十九 払込期日
二十 払込期日

出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができ。平成二十二年三月二十日を支払った金額を次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.2 \times 1}{100 \times 2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日を、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成五十一年九月二十日額面金額百円につき百円

財務大臣から通知を受けた者

平成二十二年二月十五日